

豊明市子育て情報誌「すくすくこども」協働発行業務仕様書

1. 事業概要

本事業は、妊娠期から子育て世帯に向けた行政情報等を提供するための情報誌(豊明市子育て情報誌「すくすくこども」)の作成・発行を協働で実施するものとする。

2. 業務内容

子育て情報誌の発行に関する次の業務を行うものとする。

- (1) 企画、編集、印刷製本及び納品等に関する業務
- (2) 広告の募集及び掲載
- (3) 市の提供する行政情報の掲載

3. 業務分担

- (1) 市は、情報誌の作成に必要な情報を提供するものとする。
- (2) 事業者は、情報誌の企画、編集、印刷製本、納品および広告募集等に関する業務を行う。
- (3) 事業者は、広告掲載による収入を得ることができ、その広告収入により情報誌制作にかかる一切の費用を負担するものとする。
- (4) 広告募集については、事業者の責任において行うものとし、市は営業の同行等の協力は一切行わないものとする。
- (5) 発行に関する責任
 - ① 市と事業者は、情報誌の発行に関し、第三者から苦情等が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
 - ② 市は、事業者に提供した情報やデータ等に関わる苦情等に関して、責任を負うものとする。
 - ③ 広告内容に関する責任は、事業者が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。
 - ④ 事業者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において情報誌を提供するものとする。その場合に事業者に損害が生じても、市は責任を負わないものとする。
 - ⑤ 市は、事業者の責任に帰する理由により発行に支障が生じた場合は、発行を中止することができる。なお、中止のために要する費用は、事業者が負担するものとする。
 - ⑥ 事業者は、協定期間内においては、落丁や乱丁などの差替え要望に対応すること。

<役割分担>

内容	市	事業者
行政情報の提供	○	
企画・編集(デザイン・レイアウト等)		○
原稿の校正、チェック	○	○
印刷・製本		○
完成品の検査	○	
完成品の納品場所への配送		○
広告募集		○
広告審査	○	
広告制作・広告料徴収		○

4. 広告について

- (1) 掲載する広告については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の定める基準に適合するものとし、掲載する広告主及び内容について、事前に市の承認を得ること。
- (2) 情報誌の内容および作成の趣旨とかけ離れていないこと。
- (3) 広告の掲載にあたっては、広告である旨を明記し、広告の商品・広告主等を市が推奨しているものではない旨を記載すること。

5. その他

- (1) 掲載内容やレイアウトについては、市と協議のうえ決定すること。
- (2) 冊子内で使用するイラストについては、市が提供するもの以外は業者が著作権等をクリアしたものを使用すること。
- (3) 広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、市に帰属する。
- (4) 当該事業において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本事業終了後も同様とする。
- (5) 協定締結後に、本事業の運用に疑義が生じた場合は、市と事業者双方で協議を行うものとする。
- (6) 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。